

別表

種類			必要単位数	
			3年	2年
			標準型 (法学未修者)	短縮型 (法学既修者)
必修	必修科目【法律基本科目群】	基礎科目	31単位	※1
		応用科目	25単位	25単位
	必修科目【実務基礎科目群】		9単位	9単位
選択必修	選択必修科目【研究科共通科目】の中から選択		1単位	1単位
	選択必修科目【持続可能な発展科目】の中から選択		1単位	1単位
	選択必修科目【キャリア開発・データリテラシー科目】の中から選択		1単位	1単位
	選択必修科目【法律基本科目群(憲法演習1, 刑法演習3, 民法演習5, 商事法演習4)】の中から選択		2単位	2単位
	選択必修科目【法律基本科目群〔重点演習(公法1～3, 民法1～4, 刑事法1～3)〕の中から選択 ※2		4単位	4単位
	選択必修科目【実務基礎科目群】の中から選択		1単位	1単位
	選択必修科目【基礎法学・隣接科目群】の中から選択		4単位	4単位
選択 ※3	選択必修科目【展開・先端科目群】の中から選択 ただし、選択必修科目として選択した科目を除く。		8単位以上	8単位以上
	選択必修科目【研究科共通科目, 持続可能な発展科目及び キャリア開発・データリテラシー科目を除く全ての科目群】、 選 択 科 目【全ての科目群】の中から選択 ただし、選択必修科目として選択した科目を除く。		7単位以上	7単位以上
合計			98単位以上	67単位以上 ※1

※1 大学院人間社会科学研究所規則第24条第2項に定める法学既修者のうち、法曹コース特別選抜(開放型及び5年一貫型)による入学者については、研究所が定める所定の要件を満たす場合に限り、1年次配当の法律基本科目群の基礎科目の全部又は一部の単位を修得したものとみなすことができる。また修了の要件は、必修科目【法律基本科目群】のうち基礎科目「刑事訴訟法」(2単位)を入れて69単位以上修得することとする。

※2 重点演習は、公法・民法・刑事法の各分野から1単位以上修得すること。

※3 大学院共通授業科目及び他研究所の授業科目のうち研究所が認めるものについては、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。

※4 大学院人間社会科学研究所規則第18条第1項の規定により修得したものとみなすことのできる科目は、以下のとおりとする。

- (1) 法律基本科目のうち基礎科目
- (2) 基礎法学・隣接科目
- (3) 法律基本科目のうち応用科目
- (4) 展開・先端科目のうち選択必修科目